



# 熊本県公報

号外 第12号  
令和5年(2023年)  
6月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	2
○ 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	3
○ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	3
○ 熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	3
○ 熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(義務教育課)	7
○ 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部交通規制課)	8

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
  - (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第3条、第15条の7の2関係）【第1条】
  - (2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第2条、第11条の2関係）【第2条】
  - (3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第15条の2関係）【第3条】
  - (4) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条、第20条関係）【第4条】
- 2 この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

#### ◇ 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合に支給する感染症防疫作業手当の特例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料の対象に加えることとしたもの
  - (1) 知事が登録する飼養衛生管理者に対する豚熱予防液の交付手数料（第2条関係） 70円
  - (2) 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料（別表第19関係） 2,000円
- 2 この条例は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める日から施行することとした。
  - (1) 1 (1) 公布の日
  - (2) 1 (2) 令和5年7月1日

#### ◇ 熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
  - (1) 自動車税環境性能割
    - ア 環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置に係る燃費基準の達成度の見直しを行うこととした。（第100条の3関係）
    - イ 自動車メーカー等の不正により納税不足額が生じた場合に、当該メーカー等に納税義務を負わせる特例措置について、納税不足額を徴収する際に加算

- する割合を引き上げることとした。(附則第8条の10関係)
- (2) 自動車税種別割について、自動車メーカー等の不正により納税不足額が生じた場合に、当該メーカー等に納税義務を負わせる特例措置について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げることとした。(附則第9条の3関係)
- (3) その他規定の整理を行うこととした。(附則第7条の4、附則第8条の12、附則第9条関係)
- 2 熊本県税条例の一部改正【第2条】
  - (1) 公示送達について、インターネットを利用する方法等によって行うものとする。 (第19条関係)
  - (2) 自動車税環境性能割について、環境負荷の小さい自動車の取得に対する特例措置に係る燃費基準の達成度の見直しを行うこととした。(第100条の3関係)
  - (3) その他規定の整理を行うこととした。(附則第8条の9、附則第8条の10、附則第8条の11、附則第9条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ定める日から施行することとした。
  - (1) 1(1)及び(2) 令和6年1月1日
  - (2) 2(1) 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12項の政令で定める日
  - (3) 2(2)及び(3) 令和7年4月1日
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立ゆうあい中学校を新設することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和5年8月1日から施行することとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機の基準について、歩行者用青信号に従って道路を横断することができる場合の対象に遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車を加えることとした。
- 2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。
  - 第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。
  - 第15条の7の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。
- (熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
- 第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。
  - 第11条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。
- (熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。
  - 第15条の2中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。
- (熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第

11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第20号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県

職員等の特殊勤務手当の特例(第7条)を「第3章 雑則(第7条)」に改める。

第3章を削る。

第4章中第8条を第7条とする。

第4章を第3章とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第21号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の2中「獣医師」の次に「及び登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第19法第108条の2第1項第15号に掲げる講習の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表第19の改正規定 令和5年7月1日

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第22号

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第100条の3第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ホ(2)に規定する令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準



イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第22項に規定するもの  
 (ア) 次のいずれかに該当すること  
 a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
 b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
 (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。  
 (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
 第100条の3第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第24項に規定するもの  
 (ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。  
 (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。  
 (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
 第100条の3第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同条の4第26項に改め、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同条の4第25項とし、同条の4第25項に規定するものうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。  
 (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。  
 第100条の3第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)」に「100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

同条第5項中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号	令和12年度基準エネルギー消費	令和2年度基準エネルギー消費効率に



3」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)」とある「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第3項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。)」に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第8条の9第2項を削る。

附則第8条の10第1項中「又は第3項」を「又は第4項まで」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第9条の11中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第9条第1項第2号中「軽油自動車」を「法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中第100条の3、附則第8条の10第3項及び附則第9条の3第3項の改正規定 令和6年1月1日
  - 第2条中第19条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12項の政令で定める日
  - 第2条中第100条の3の改正規定、附則第8条の9第2項を削る改正規定並びに附則第8条の10第1項、附則第8条の11及び附則第9条第1項第2号の改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度分の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割については適用し、令和5年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第19条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中学校の部に次のように加える。

熊本県立ゆうあい中学校
-------------

熊本市
-----

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

---

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第24号**

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は自転車」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。